

鳥取県告示第97号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月2日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	ヘルパーステーションまちくら	米子市西倉吉町83-3	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成22年2月1日
青空交通有限会社	米子市米原五丁目10-21	青空交通ケアセンター指定訪問介護事業所	米子市米原五丁目10-21	居宅介護 重度訪問介護	平成22年2月8日